

市立東大阪医療センター施設整備における基本方針

第1 目的

この基本方針は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「法人」という。）が発注する市立東大阪医療センターにおける施設整備を遂行する根本基準を定め、もって透明性の確保と法人の経済的運営に資することを目的とする。

第2 適用

法人において、施設整備を遂行する場合においては、特別の定めがある場合を除くほか、基本方針の定めるところによる。

第3 用語の定義

この基本方針において用いる用語は、建築基準法に準拠し、以下の通り定義する。

- ・施設：建築基準法上の建築物で建築設備機器を含み、医療機器・什器備品・情報通信機器を除く。
- ・更新：各種設備機器の交換、建築部位毎の機能回復のための工事をいう。
- ・修繕：更新以外の修理、部品交換等をいう。
- ・保全：更新と修繕の総称をいう。
- ・機能向上：現施設に無い機能を付加する工事をいう。
- ・大規模な模様替え：大規模の模様替えとは、模様替え（建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造することをいう。一般的に改修工事などで原状回復を目的とせずに性能の向上を図ることをいう。）をする建築物の部分のうち、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上を、過半（1/2 超）にわたり模様替えをすることをいう。
- ・改修：更新と保全と機能向上を含み、大規模な模様替えに該当しない工事をいう。
- ・増築：床面積を増加させる工事をいう。
- ・改築：敷地内既存建物の一部を撤去し、併せて増築を行うこと。
- ・CM方式：コンストラクション・マネジャー（以下「CMr」という。）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うものをいう。

第4 施設整備の方法

- ・修繕は、CM方式を採用せず、設計を行わず、相見積等により施工者を選定する。
- ・更新、機能向上及び改修は、CM方式にて遂行し、一般競争入札により設計者を選定し、設計者による設計図書に基づき、一般競争入札により工事施工者を選定することを原

則とする。但し設計と施工を1者で行うことに合理性がある場合は、この限りでない。また予算計上時の工事項目に関わらず、数件の工事を組み合わせ、設計者や工事施工者を選定する場合がある。

- ・増築及び改築は、CM方式にて遂行し、公募型プロポーザル方式により設計者を選定し、設計者による設計図書に基づき、一般競争入札により工事施工者を選定することを原則とする。但し設計と施工を1者で行うことに合理性がある場合は、この限りでない。また予算計上時の工事項目に関わらず、数件の工事を組み合わせ、設計者や工事施工者を選定する場合がある。

第5 施設整備の期間

- ・各業務の期間は原則として1年度以内の期間とする。
- ・前項の規定にかかわらず、その契約の性質上、複数年度にまたがった契約期間とすることが適当なものについては、複数年度の契約とする。

第6 公告の方法

- ・施設整備に係る公告は、法人のホームページにて行う。

第7 設計者の参加条件

- ・設計者選定時の入札又はプロポーザル参加条件は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程によるほか、以下の業務実績を有することとし、その他の条件については対象案件ごとに定める。
 - ・過去5年間以内に、200床以上の医療施設の新築、改修又は改築に係る元請での業務実績

第8 工事施工者の参加条件

- ・工事施工者選定時の入札又はプロポーザル参加条件は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程によるほか、以下の施工実績を有することとし、その他の条件については対象案件ごとに定める。
 - ・過去5年間以内に、200床以上の医療施設の新築、改修又は改築に係る元請での施工実績

第9 予定価格・低入札調査価格の設定と公表

- ・法人は、設計業務、工事にかかる予定価格を、入札前に内訳明細書等を基に設定し、入札後に公表する。
- ・法人は、設計業務、工事にかかる低入札調査価格を、入札前に内訳明細書等を基に設定し、入札後に公表する。

第10 結果の公表

- ・法人は、設計業務、工事にかかる入札結果を法人のホームページにて公表する。
- ・法人は、設計業務、工事にかかるプロポーザル選考結果を法人のホームページにて公表する。

附 則

この基本方針は、平成30年3月16日から施行する。